

受付番号	
------	--

## 利用権設定等申出書

宇治市長 あて

宇治市農業委員会会長 あて

農用地等について、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等を受けたいので、申し出ます。

なお、利用権設定等の内容は、農用地利用集積計画各筆明細のとおりです。

令和 年 月 日

申出人

利用権の設定

等を行う者

(甲)(貸人)

氏名 \_\_\_\_\_

利用権の設定

等を受ける者

(乙)(借人)

氏名 \_\_\_\_\_

**個人の新規設定の場合、次の添付書類が必要です。**

付近見取図、登記事項証明書、営農計画書、  
耕作状況等証明書（借主が市外在住の場合に必要。お住まいの市町村の農業委員会が発行するもの。再設定の場合も同様。）



利用権の始期	利用権の終期
年 月 日	年 月 日

利用権設定等促進事業の実施により成立する 利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	農業経営基盤強化促進法 ( )
---	--------------------

この計画に同意する。

利用権を設定する者（貸人）甲				
氏名又は名称	住	所	印	
利用権の設定を受ける者（借人）乙				
氏名又は名称	住	所	印	
利用権を設定する土地の貸付人以外の権原者等				
氏名又は名称	住	所	権原の種類	印

借賃の支払方法は、毎年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに 口座振込 直接支払

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法第609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、宇治市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

### (3) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ宇治市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から 30 日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき宇治市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、宇治市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物の効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び宇治市が協議して定める。

整理番号	
------	--

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称	農家番号	幹旋譲受等候補者名簿		特記事項
		登録番号	登録年月日	

氏名	続柄	生年月日	農作業年間 従事日数	ふだんの 主な状態	備考
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

主要農機具		主要農用施設		主要家畜	
耕耘機		牛舎(㎡)		乳牛	
トラクター		豚舎(㎡)		豚	
田植機		鶏舎(㎡)		鶏	
防除機		ハウス(㎡)			
バインダー		茶工場(㎡)			
コンバイン					

